

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

美里町は、埼玉県の北西部に位置し、都心から約 80 k m、電車で約 1 時間半圏内という都心部からの交通アクセスに優れた地理を活かし、農村産業法に基づく工業等導入地区の指定を行い、企業を誘致したことで様々な工場が立地している。また、関越自動車道寄居スマートインターチェンジの開通が予定されており、その出口西側では産業団地の整備が行われ、地理的特性を活かした産業の拠点整備を進めている。

美里町の人口は平成 10 年の 12,344 人をピークに減少に転じ、平成 28 年は 11,401 人と 796 人（約 7.6%）減、生産年齢人口（15 歳以上 65 歳未満）に限ると、7,944 から 6,768 人と 1,176 人（約 14.8%）減となっている。

美里町の事業所数は増減を繰り返しながら推移してきたものの、452（平成 24 年）から 418（平成 28 年）と減少している。

これは、町内事業者の大多数の占める中小企業において人手や後継者不足の問題が事業継続を困難にしている一因と考えられる。

美里町は、「第 5 次美里町総合振興計画」で、全国的に少子高齢化が進む中で居住人口だけでなく、交流人口、活動人口を増やしていくことで移住・定住につながる持続可能なまちづくりの実現を目指している。この取り組みの一環である「安心して働ける雇用の場づくり」に向け、刻々と変化する経済環境に対応できる施策を実施することに努め、事業を町内で続ける意志のある積極的な事業者を下支えする仕組みの整備に一層取り組む必要がある。

(2) 目標

美里町は、生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく「導入促進基本計画」を策定し、中小企業者に先端設備等の導入を促すことで、地域経済のさらなる発展を目指す。

計画期間中の「先端設備等導入計画」の認定件数は、10 件程度を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が、年平均 3% 以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本計画において定める先端設備等の種類については、多様な産業の設備投資を支援するために、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則に定める先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本計画において対象となる地域は、中小企業者による幅広い取り組みを促すため町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

生産性向上はすべての事業者における共通の課題であり、美里町内の多様な業種が町内の経済・雇用を支えており、各業種は町民の生活と密接な関係にある。そのため、本計画において対象業種及び事業は、労働生産性が年平均3%以上向上すると見込まれる取り組みであれば、全ての業種及び事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・人員削減が目的とした取組は認定の対象としない。また、雇用の安定性に配慮した計画であること。
- ・事業者は、法令等を遵守し確実に実施が見込まれる先端設備等導入計画を作成しなければならない。美里町は計画内容を確認し、導入促進基本計画に適合しない場合は認定をしない。
- ・事業者は、認定された先端設備等導入計画に沿った事業を進めなければならない。先端設備等導入計画の変更申請を怠る等の事業者に過失がある場合、美里町はその認定を取り消すことができる。
- ・健全な地域社会の発展に資するため、公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関

係が認められるものなど、地域環境に特に配慮が必要なものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

- 町税等の滞納がある場合は、認定の対象としない。
- 認定を受けた事業者は、先端設備等導入計画の進捗状況を常時把握し、美里町が導入促進基本計画の効果等を調査するために、先端設備等導入計画に関する報告や調査を求めた場合は速やかに協力し、関係書類の提出が求められた場合は速やかに提出しなければならない。